

飯田市水道事業経営戦略（令和8年度改定）の概要

上下水道局

1 策定の趣旨

- 経営戦略は、平成 29 年 3 月に策定して以来、3 年ごとに見直すこととしており、今回が 3 回目の見直しとなります。（24 年間の長期見通しに変更してからは最初の見直し）
- 今回の改定では、見直し期間（算定期間）を 3 年から 4 年に変更するとともに、令和 5 年度改定版第 1 期（令和 5～7 年度）の検証を踏まえ、今後の 24 年間で実施する建設改良事業を再度検討し、水道料金適正化検証も含めた見直しを行いました。

2 期間

令和 9 年度～令和 32 年度（24 年間）

3 令和5年度改定版（第1期）の検証結果

- 令和 5 及び 6 年度の決算数値と令和 5 年度改定版の戦略数値を比較すると、給水収益は給水人口の減少や料金改定による節水意識がより高まった影響等で、約 0.8% の減少となりました。
- 建設改良計画は、他事業との関連により繰越となった事業の影響で執行率が低くなりました。

4 現状と課題

- 人口減少と水需要の低下（将来予測：令和 9 年度→32 年度）
給水人口 92,379 人→ 73,543 人（Δ20.4%）
有収水量 8,809,380 m³→ 7,255,086 m³（Δ17.6%）
料金収入 16.4 億円→ 13.7 億円（Δ16.5%）※料金改定を行わない場合
- 施設の深刻な老朽化（耐震化・長寿命化需要の増）
20 年後には配水池の約 66% が耐用年数（50 年）を超過
- 物価高騰・人件費上昇等による事業費の増加（令和 5 年度改定版の事業費を時点修正）
建設改良費 471 億円→ 538.4 億円（+14.3%）
運営費（費用） 524.3 億円→ 621.7 億円（+18.6%）

5 持続可能な水道を目指す戦略

第 3 次飯田市水道ビジョンに掲げる運営方針を基に目標を掲げ、持続可能な水道を目指します。

- ①計画的な施設更新と耐震化（建設改良計画の見直し）538.4 億円→ 520.3 億円（Δ18.1 億円）
- 妙琴浄水場を 20 年かけて更新
 - 基幹管路や重要施設につながる送・配水管の耐震化を優先
- ②経営基盤の強化と料金改定
- 現行料金のままでは令和 9 年度に純損失発生見込
→令和 9 年 4 月から平均改定水準 18% の料金改定を実施（令和 8 年飯田市議会第 3 回定例会で可決）
 - 経常収支比率 100% 以上を目指し現在の補てん財源残高水準を維持
 - 国庫補助金等の外部資金を積極的に活用

③事業の効率化・DXの推進

- A I による管路劣化度診断
- 施設や設備の統廃合（ダウンサイジング）や合理化（スペックダウン）
- 最新技術を活用した運営コストの抑制（スマートメーターの研究等）
- 広域連携についての検討

6 投資・財政計画（事業費及び金額は R 9～32、R 5 版は R 5～28 の 24 年間）

① 投資計画について

目標	管路経年化率を10%以下 配水池の耐震化率を75%	
事業	事業費	R 5 版 事業費
妙琴浄水場更新	138億円	112億円
浄配水施設更新	113億円	118億円
管路更新	226億円	210億円
他事業関連事業	30億円	23億円
設備費ほか	13億円	8億円

② 投資以外の経費について

内容	金額	考え方	R 5 版金額
修繕費 動力費/委託料 その他維持管理費	236億円	直近の決算状況と物価上昇から推計	210億円
職員給与費	58億円	災害対応力の向上と重要事業の着実な推進、技術継承のための職員増加分を反映し、ひとり当たりの平均額から算出	46億円
企業債償還元金 支払利息	228億円	新発行債は、償還期限 30 年、5 年据置、元利均等方式、利率 2.7% で計算	159億円
減価償却費等	313億円	現有資産及び今後取得する資産から推計	255億円

③ 財源の考え方

目標	経常収支比率100%以上		
内容	金額	考え方	R 5 版金額
料金収入	585億円	現行料金表で給水栓（戸）数と有収水量から予測 給水栓数と有収水量は、過去 5 年間の実績による	509億円
企業債	246億円	各年度建設改良費のおおむね 50% 程度とする	252億円
繰入金	83億円	繰出基準によるもの、一般会計から出資可能な事業は出資債、過去に統合した簡易水道や遠山簡易水道の経営補助として統合時のルールに基づいた額	86億円
国庫補助金	53億円	現時点で国庫補助対象と見込める事業の最大額	2億円
その他収入	81億円	加入金、手数料、補償金など 直近の決算状況から推計	71億円

※料金収入は、4 年ごと（R 5 版は 3 年ごと）改定を実施した場合の総額

④ 料金適正化検証

- 令和 9 年度に料金改定を行っても、その後改定しなければ令和 13 年度には純損失が発生する見込みです。このため、4 年ごとに料金適正化検証を行います。また、料金体系についても下水道使用料と合わせて検討を進めます。

7 事後検証、更新等に関する事項

毎年度決算公表後、経営戦略の収支計画との乖離や他の計画との整合を図りながら、戦略全体の見直しを 4 年ごとの水道料金の適正化検証の時期に合わせて実施します。また、期間の途中で状況が大きく変化した場合には、建設改良計画や収支計画を見直すとともに、必要に応じて適宜改定を行います。

事業内容や計画方針等の重要事項に関しては、市民の代表で構成する上下水道事業運営審議会において審議を行います。